

序文

東京大学大学院法学政治学研究科教授 神田 秀樹

本特集は、早稲田大学商学学術院の宮島英昭教授と私が共同責任編集者となってとりまとめたものである。

本誌では、すでに第60号（2001年）と第68号（2003年）においてコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する特集が組まれているが、その後も、コーポレート・ガバナンスに関する関心は内外で一層高まっており、日本だけでなく諸外国でも活発な議論が続いている。

日本では、政府は、2013年6月14日に、日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうちの3本目の矢である成長戦略に関して「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」を閣議決定し、さらに、2014年6月24日に、「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定したが、これらにおいてもコーポレート・ガバナンスの強化のための施策がうたわれている¹⁾。制度面では、2014年6月に成立した会社法改正（2015年5月1日施行予定）がコーポレート・ガバナンスに関する重要事項を含んでいるほか、上場会社のコーポレート・ガバナンスについては、東京証券取引所による規範の形成が行われてきている。そして、2014年2月27日に、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検

討会」は「『責任ある機関投資家』の諸原則—日本版スチュワードシップ・コード」を定め、機関投資家の行動基準を定めた²⁾。さらに、2014年8月に金融庁と東京証券取引所が共同事務局となって「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、2015年春に「日本版コーポレートガバナンス・コード」の策定が行われる予定である（取りまとめは2015年3月の予定であり、東京証券取引所においてこのコードが規範化される予定である^{3) 4)}。

海外においても、OECD（経済協力開発機構）において「コーポレート・ガバナンスに関する諸原則」（1999年制定・2004年改訂）の改訂作業が行われており、2014年11月14日に改訂の案が公表されている⁵⁾。また、バーゼル銀行監督委員会は、2010年に「銀行向けコーポレート・ガバナンス原則」を改訂しているが、2014年10月10日に、これをさらに改訂する案を公表している⁶⁾。

以上のような状況の中で、学界においてもコーポレート・ガバナンスに関する研究は内外において活発に行われているが、本特集は、経済学の研究者と法学の研究者が最新の課題につ

1) http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c001 参照。

2) <http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/index.html> 参照。

3) <http://www.fsa.go.jp/singi/corporategovernance/index.html> 参照。

4) 本文で述べた動きのほか、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」は、2014年6月30日に「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」と「社外役員等に関するガイドライン」を公表し、ベスト・プラクティスの提示を試みている。<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140630002/20140630002.html> 参照。また、経済産業省の「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」（2014年9月24日以降開催）では、株主総会のあり方や情報開示のあり方についての検討が行われている。http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikai/kigyoutoushika.html 参照。

5) <http://www.oecd.org/daf/ca/2014-review-oecd-corporate-governance-principles.htm> 参照。

6) <http://www.bis.org/publ/bcbs294.htm> 参照。

いて研究をした成果を掲載したものである。

宮島・保田論文（株式所有構造と企業統治—機関投資家の増加は企業パフォーマンスを改善したのか—）は、日本における近年の株式所有構造の急速な変化がコーポレート・ガバナンスに与える影響について分析したものである。齋藤論文（取締役会構成と監査役会構成の決定要因）は、日本企業の取締役会構成と監査役会構成の決定要因、とくに、監査役会が取締役会構成にどのような影響を与えているのかと誰を社外取締役にするかにどのような要因が影響しているかについて分析したものである。鈴木論文（日本の株式公開買付（TOB）前後の株価変動を用いた買収に伴う私的便益の推定）は、日本で1990年～2011年に実施された株式公開買付（TOB）における買付者の私的便益について分析したものである。牛島論文（多角化ディスカウントと企業ガバナンス）は、2004年～2012年の連結事業セグメントデータに基づき、日本企業に多角化ディスカウントは存在するか、日

本企業の多角化とガバナンスはどう関係しているかについて分析したものである。田中論文（株主総会と企業統治—株主総会資料の電子提供の問題を中心に—）は、企業と株主の対話を促進するための法制度改革の一環として、株主総会資料の株主への電子提供に関する制度の改善の可能性を検討したものである。船津論文（欧州における企業グループ法制の動向と日本の法制のあり方）は、欧州における企業グループ法制を検討して日本への示唆を述べたものである。飯田論文（企業買収における対象会社の取締役の義務—買収対価の適切性について—）は、企業買収における買収対価の適切性に関する対象会社の取締役の義務について検討したものである。

これらの論文は、いずれも、コーポレート・ガバナンスに関するこれまでの諸研究を一步先に進めるものであり、本特集がこの分野に関心を有する読者にとって参考になれば幸いである。